

令和7年10月14日

事務補助員の勤務条件

1 任用根拠

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号の規定による会計年度任用職員

2 任用期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

3 勤務場所

岡山県美作県民局農林水産事業部農地農村計画課（津山市山下53）

4 従事業務

土地改良事業に関する契約および補助金に関する事務補助等

5 勤務時間

下記6を除く、毎週月曜日から金曜日までの勤務で、1日の勤務時間は8時30分から17時15分まで（うち12時から13時までの1時間は休憩時間）

※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、事前命令により時間外勤務を行っていただきます。

※変則勤務の職場は適宜修正してください。

6 週休日及び休日

・週休日：毎週土曜日及び日曜日

・休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から12月31日及び1月2日、1月3日）

7 休暇

（1）年次休暇（有給）

4日付与

（※上記以外の、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）第11条第3項の規定により付与される日数及び同条第4項の規定により繰り越される日数については、当該日数が確定したのち、任用日（令和7年12月1日）以降にお知らせします。

(2) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住居滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加、私傷病）
- ・ 無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

8 給料等

月額189,400円

通勤手当：通勤方法に応じて一般職員に準じた額を支給（月の初日に在職する者が対象）

※支払は原則当月15日です。

※期末手当及び勤勉手当が支給されます。（基準日に在職している等一定の要件を満たす場合）

※退職手当が支給されます。（勤務した月が引き続いて6月を超える等一定の要件を満たす場合）

※上記のほか、一般職員に準じて地域手当、初任給調整手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当等が支給されます。

9 社会保険等

雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険が適用されます。公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険あるいは公務災害補償に準じた補償が適用されます。

※退職手当の支給対象となった場合、雇用保険は適用除外となります。

※所定の勤務期間等の要件を満たす場合は共済保険が適用されます。

※勤務した月が引き続いて12月を超える等一定の要件を満たす場合は地方公務員災害補償法による補償が適用されます。

10 その他

勤務条件の詳細については、規則等によることとします。

地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

健康診断及びストレスチェックを受診する必要があります。

11 問い合わせ先

岡山県美作県民局農林水産事業部農業振興課（担当者：野々村）

直通電話0868-23-1304